

塩尻市公式 SNS アカウント運用方針

塩尻市公式 SNS（以下「各アカウント」という）で、情報発信をするに当たり、次のとおり運用方針を定めるものとします。

1 目的

塩尻市の市政情報や魅力を発信することにより、市民をはじめ、多くの人が本市に関する情報に触れる機会を増やすことを目的とします。

2 運営主体

原則として、各アカウントの担当部署職員が更新します。

3 主な発信内容

- (1) 各アカウントに係る市政情報（塩尻市が主催・共催するイベント情報等）
- (2) 観光や地域の情報など、塩尻市の魅力を伝えられる情報
- (3) 非常時における緊急情報

4 運用方法

- (1) 原則として、フォロー、リプライ（返信）、リツイート（引用）は行いません。（官公庁が運営している、またはその他必要性があるアカウントは除く）
- (2) 利用者からの投稿等に対しては、原則個別対応は行いません。
- (3) 第三者が管理、運営するサイトへのリンク掲載は行いません。（官公庁および市が構成員となっている期間が運営するサイトは除く）

5 著作権

各アカウントにおいて、本市が掲載する情報（文章、写真、動画等）の著作権は、本市又は本市以外の原作者に帰属するものとします。また、内容について、私的使用のための複製、転載及び引用等は、著作権法上認められた場合を除き、無断で行うことは禁止します。ただし、リツイートや引用リツイート、その他のシェア機能等を使用し、転載の対象となる内容を改変せず掲載することは問題ないものとします。

6 個人情報

本市が利用者から個人情報を取得する場合には、塩尻市個人情報保護条例の規定に基づいて適切に取り扱います。

7 禁止事項

各アカウントの運営に当たり、次の事項に該当すると判断した投稿が各アカウントにあった場合は、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除又は拒否する場合があります。

- (1) 個人又は団体の秘密に関するもの
- (2) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (4) 塩尻市又は他者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (5) 塩尻市のセキュリティを脅かすおそれのあるもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるおそれのあるもの
- (7) 虐待的、侮辱的、不敬な文言、ヘイトスピーチ等不適切な内容を含むもの
- (8) 違法行為又は違法行為を煽るおそれのあるもの
- (9) 単なる噂又は噂を助長させるおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (11) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (12) その他、当アカウントが不適當であると判断したもの

8 免責事項

- (1) 本市は、当アカウントにおける掲載情報の正確性、完全性、有用性には細心の注意を払いますが、それを保証する義務を負うものではありません。
- (2) 本市は、利用者による投稿等の内容について一切の責任を負うものではありません。
- (3) 本市は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル、紛争、損害等が発生した場合であっても、一切の責任を負うものではありません。
- (4) 投稿に係る著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことを以て、利用者は本市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ本市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (5) 本市は、上記(1)～(4)のほか、当アカウントに関する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負うものではありません。
- (6) 本市は、予告なく掲載情報を変更又は削除する場合があります。
- (7) 本市は、予告なく本運用方針の変更を行う場合があります。

9 適用

この運用方針は、令和元年10月1日から適用します。